

平成 26～28 年度
定員管理の方針について

平成 25 年 5 月
名古屋 市

目 次

	頁
1 趣旨	1
2 これまでの取組み	2
(1) 予算定員削減の取組み	2
(2) 派遣職員数削減の取組み	2
3 今後の定員管理の考え方	3
4 取組内容	4
(1) 市長部局等	4
ア 取組期間	4
イ 対象職員	4
ウ 具体的な取組み	4
エ 取組目標	5
(2) 地方公営企業	6
ア 上下水道局	6
イ 交通局	6
ウ 病院局	6

1 趣旨

地方公共団体は、行政運営にあたって、常に最少の経費で最大の効果をあげ、組織及び運営の合理化に努めなければなりません（地方自治法第2条）。

この趣旨を踏まえ、本市では、これまで事務の簡素化・集約化、施設のあり方の見直し、委託化・嘱託化の推進などによる定員の見直しを進める一方で、市民にとって、より必要度・重要度の高い事務事業に重点的に定員を配置するなどの取り組みを行ってきたところです。

しかしながら、今後、65歳以上（高齢者）の人口が急速に増え続けると推計されており、医療費を始め、高齢者福祉に係る支出などの義務的経費が増大し、財政状況が厳しくなることが見込まれることから、従来にも増して、健全な行政運営が望まれており、限られた人員を、一層有効かつ効率的に活用していく必要があります。

また、市民ニーズが多様化、複雑化する中、私たち公務員は、高いモチベーションを維持しつつ、税を如何に効果的に使って、市民サービスを確保していくかが重要なこととなります。

これらのことを踏まえると、職員が互いに協力しながら、最大限の能力を発揮できる組織を構築し、市民の期待に応えうる効率的・効果的な行政運営をさらに押し進めることが必要であることから、中期的な取り組み目標を設定し、引き続き計画的に定員管理を行っていきます。

2 これまでの取組み

(1) 予算定員削減の取組み

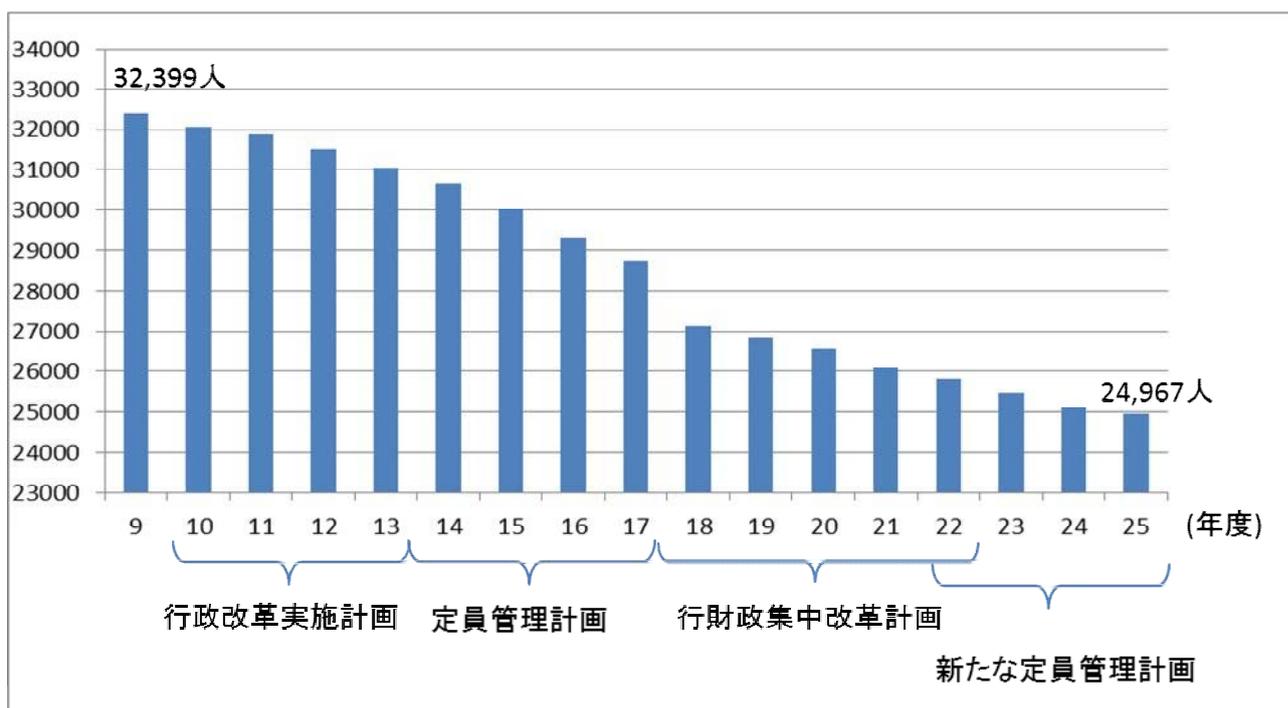
平成9年度からの予算定員の推移は、図のとおりです。

平成10年度より、以下の4つの計画により計画的な定員管理に取り組んできています。

- ① 行政改革実施計画（取組期間：平成10～13年度）
- ② 定員管理計画（取組期間：平成14～17年度）
- ③ 行財政集中改革計画（取組期間：平成18～22年度）
- ④ 新たな定員管理計画（取組期間：平成22～25年度）

この結果、平成9年度の職員数に対して、平成25年度までの16年間で、市長部局等で4,542人（▲21.0%）、地方公営企業で2,890人（▲26.7%）、合計で7,432人（▲22.9%）の定員純減を行いました。

(図)



(2) 派遣職員数削減の取組み

外郭団体等への派遣職員については、団体の廃止・統合や市職員派遣の廃止をすすめ、平成9年度から平成25年度の16年間で、595人（▲65.3%）の純減を行いました。

3 今後の定員管理の考え方

市民ニーズの多様化を踏まえつつ、組織及び運営の合理化を進め、限られた人員を、一層有効かつ効率的に活用していくためには、これまで行政が担ってきた分野であっても行政が引き続きサービスを担うべきか検討し、また、民間が公を担う場面が拡大していることを踏まえ、「民でできるものは民に」委ねるとともに、市の関与が必要な場合であっても、最少の経費で最大の効果をあげるという観点から、市民サービスの確保を図りつつ、民間委託や嘱託職員等の活用を積極的に検討していくことが必要となっております。

また、平成 23 年度から実施している行政評価の結果等を踏まえ、事業の目標に対する達成度や効率性等から、費用対効果の低下した事務事業の見直しを行い、定員及び組織を見直す必要があります。

一方、新たな行政需要に対応するため、必要度・重要度の高い事務事業に必要な応じて定員を再配分する必要があるとともに、限られた人的資源の有効活用を図るため、職員一人ひとりが最大限能力を発揮できるよう、定員管理の観点からも職員を支える職場環境づくりを進める必要があります。

なお、平成 25 年度から定年退職した職員に対する高齢期雇用については総務省の技術的助言を踏まえ、定員管理を行っていく必要があります。

4 取組内容

(1) 市長部局等

ア 取組期間

平成 26 年度当初予算から平成 28 年度当初予算までの期間

イ 対象職員

公益的法人等及び他の地方公共団体への派遣職員を含む本市市長部局等職員

ウ 具体的な取組み

(ア) 定員の見直し

市政を取り巻く状況等を踏まえ、引き続き事業の見直しを行いながら、平成 15 年 3 月に策定した「公的関与のあり方に関する点検指針」及び平成 23 年度から実施した行政評価の結果等を活用し、次に掲げる視点から定員を見直し、効率的な執行体制を目指します。

a 事務の集約化等

市民サービスへの影響も配慮しつつ業務や執行体制の集約化等を図り、効率的な執行体制をめざします。

b 施設のあり方の見直し

本市が運営する施設全般について、指定管理者制度の導入や民営化などを推進します。

c 委託化・嘱託化等

本市の業務全般について、常にそのあり方を検討し、引き続き民間委託の促進や嘱託職員の活用を図ります。

なお、技能労務職員については、当該職員の退職後は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達する日の属する年度の末日までの再任用を除き、委託の促進や、嘱託職員の活用、職員の柔軟な配置等により、原則として取組期間内は採用を行わないこととします。

d 組織の簡素化・効率化

限られた人的資源の有効活用や意思決定の迅速化の観点から、定員の見直しにあわせて、設置目的・役割を果たした組織や細分化された組織の統廃合を図ります。

e 派遣職員の見直し

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を踏まえ、人的支援が必要かどうか、また、その職種、役職、職務内容が適正かどうかを精査します。

(イ) 重点的な職員配置

市政を取り巻く環境の変化に伴う新たな行政需要に対応するため、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置し、定員の再配分を積極的に行います。

また、臨時・政策的なものについては、事業の進捗状況を踏まえ定員管理を行います。

(ウ) 職員を支える職場環境の整備

長期に休職する職員及び育児休業する職員の所属する職場において、円滑な業務執行に資するための代替職員制度の適用範囲の拡大を図ります。

エ 取組目標

定員及び組織の見直しを行い、職員数を 600 人程度削減し、新たな行政需要に対応するため、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に配置する新たな増員分を考慮して、平成 25 年度予算定員に対し、300 人以上の純減を確保します。

(2) 地方公営企業

上下水道、交通、病院の公営企業については、次のように別途策定する計画等により定員管理を行います。

ア 上下水道局

平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする名古屋市上下水道事業中期計画「みずプラン 27」に基づき、計画期間の 5 年間で 100 人の定員純減を行うという目標の達成に向けて、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間で 83 人の定員純減を行いました。

今後も引き続き、営業所体制の見直しなど、経営基盤の強化に向けた取り組みを進め、平成 26 年度及び平成 27 年度で 17 人の定員純減を確保するとともに、目標数を上回る定員削減の実現を目指します。

イ 交通局

平成 21 年度から平成 28 年度までを計画期間とする「市営交通事業経営健全化計画」に基づき、計画期間の 8 年間で一般職員 142 人（再雇用・嘱託職員 409 人を含め計 551 人）の職員数純減を行うという目標の達成に向けて、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間で一般職員 184 人（再雇用・嘱託職員 310 人を含め計 494 人）の職員数純減を行いました。

今後も引き続き、市バスの管理の委託や地下鉄駅務業務の委託など、経営の健全化に向けた取り組みを進め、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間でさらに一般職員 8 人（再雇用・嘱託職員 96 人を含め計 104 人）以上の職員数純減を行います。

ウ 病院局

平成 20 年度から平成 22 年度までを計画期間とする「名古屋市立病院改革プラン」及び平成 23 年度から平成 25 年度までを計画期間とする「新名古屋市立病院改革プラン」に基づき、市立病院の再編を始めとした経営状況の抜本的な改善に努め、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間で 167 人の定員純減を行いました。

今後は、平成 25 年度に策定予定の次期計画に基づき、医療体制の充実を図りつつ、経営の自立に向けた取り組みを進め、適切な定員管理を行います。